

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（委員長談話）

令和元年 10 月 8 日

佐賀県人事委員会

委員長 中野 哲太郎

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について勧告を行いました。

本年は、民間における賃金の引上げを図る動き等を反映して、本年 4 月分の月例給について、民間事業所の従業員の給与が職員の給与を月額平均で 97 円（0.03%）上回る結果となりました。従来、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていましたが、本年においては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、多彩で優秀な人材を確保する観点から、初任給及び若年層について公民較差の範囲内で給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の支給割合が職員の支給割合を 0.03 月分上回っていたことから、0.05 月分の引上げを行い、年間 4.5 月分とすることとしました。

月例給の引上げは 2 年連続、特別給の引上げは 6 年連続となります。

その他、今後の定年引上げに係る任用や給与の在り方など本県独自の様々な課題については、引き続き具体的に検討を進めていく必要があること、また、会計年度任用

職員制度の導入に向けての関係規則・要綱等の整備、能力・実績に基づく人事管理の推進、時間外勤務等の縮減、年次休暇の取得促進、職員の健康管理、仕事と家庭の両立支援の推進について、引き続き取組が必要であること、さらには、夏季休暇やハラスメントの防止対策の拡充について検討を進めることを報告いたしました。

近年、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは誠に遺憾です。このため、任命権者においては、再発防止のために必要な取組を引き続き徹底されますとともに、職員一人一人においても、県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努め、職務に精励されますようお願いいたします。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の一つとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものであり、これまで、重要な役割を担ってきたところです。

本委員会は、職員の給与を決定するうえで、従来どおり、給与制度は公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は国家公務員等の状況を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としています。

県民の皆様におかれましては、どうか人事委員会勧告制度の意義や役割を御了解いただきますとともに、職員が県行政の各部において県民生活を支え県勢発展に努力していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。